



# Aoba NEWSLETTER

V o l . 85

2021年07月05日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉コンサルティンググループ：

香港：香港灣仔港灣道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL：(852) 2850 8990                      FAX：(852) 2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10) 6522 8158                      FAX：(86-10) 6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20) 3878 5798                      FAX：(86-20) 3878 5337

## 目次

「サービス貿易等の項目の対外支払に係る税務届出に関する問題の補充公告（意見募集稿）」の公開意見募集.....	4
【背景】 .....	4
【影響】 .....	4
【主要内容】 .....	4
【法規リンク】 .....	5
企業・事業単位の再編に関する証書税（契約税）制度の継続実施に関する公告.....	6
【背景】 .....	6
【影響】 .....	6
【主要内容】 .....	6
【法規リンク】 .....	7
負担軽減、就業安定、雇用拡大のための一部政策措置の継続実施に関する通知.....	8
【背景】 .....	8
【影響】 .....	8
【主要内容】 .....	8
【法規リンク】 .....	11
簡易抹消登録制度の更なる改善、中小零細企業の市場撤退の便宜を図ることに 関する通知（意見募集稿） .....	12
【背景】 .....	12
【影響】 .....	12
【主要内容】 .....	12
【法規リンク】 .....	13
中国本土と香港特別行政区との間の仲裁裁決の相互執行に関する最高人民裁判所の 補足取り決め.....	14
【背景】 .....	14
【影響】 .....	14
【主要内容】 .....	14
【法規リンク】 .....	15

## 「サービス貿易等の項目の対外支払に係る税務届出に関する問題の補充公告（意見募集稿）」の公開意見募集

### 【背景】

中共中央弁公庁、国務院弁公庁が発行した「税収の徴収管理改革の一層の深化に関する意見」を徹底的に実行し、「放管服<sup>1</sup>」の改革を深化させ、営商環境を引き続き最適化し、貿易投資の自由化と利便化をさらに促進するために、国家税務総局と国家外貨管理局は共同で「サービス貿易等の項目の対外支払の税務届出に係る問題に関する補充公告（意見募集稿）」（以下は、「公告」という）を起草し、社会に対し公開的に意見を求めた。

### 【影響】

「公告」はサービス貿易などの項目の対外支払に対し、オンライン、オフラインなどの多種を選択できる届出方式を提供し、届出プロセスをさらに簡素化し、届出免除の範囲を拡大することで、届出回数を減らし、確実に届出者の負担軽減につながる。

### 【主要内容】

「公告」による対外支払の税務届出に関する利便化措置は以下の通りである。

**第一に、複数回の対外支払の場合、一回の届け出手続きだけで済むことが可能となる。**  
同一契約の下で複数の対外支払が必要な場合、従来では支払する度に届出手続きを行う必要があったが、今後は、初回目の対外支払の前に一回だけ届出手続きで済むことで、届出手続きの回数が減少となる。「公告」の施行前に、すでに対外支払に係る税務届出手続きをした場合、「公告」の施行後、同一契約の下で引き続き対外支払を行う場合、税務届出手続きを繰り返す必要がなくなる。

**第二に、届出免除の範囲を拡大する。** 財政予算内の機関、事業単位、社会団体の非貿易・非営業の外国為替決済業務を、届出免除のシチュエーションの範囲に入れ、同

---

<sup>1</sup>「放管服」とは、政府機構の簡易化、権利の開放、政府職能、審査制度の改革のための重大方針、サービスの最適化などの略称。「放」は政府機構の簡易化と権利の開放を表し、敷居を低くする。「管」は新しい監督管理を表し、公平競争を促進する。「服」は高効率のサービスを表し、利便化された環境を作る。2018年8月2日公安部は9月1日前に公安交管の「放管服」を全面遂行するとした。2018年11月29日より公安部は治安管理中においてより一層の「放管服」改革を実施。企業の経済的負担を軽くし、企業の手続き証明材料を削減、企業内部の安全フォローアップ制度を設立させ、企業集団が起業するのに更なる利便化を図る。

時に、国内直接投資による正当な収益で境内に再投資する外国人投資家については、届出の義務を取消し、それに伴い「国家税務総局による外貨管理局のサービス貿易等の項目の対外支払に係る税務届出に関する問題の公告」（国家税務総局 2013 年第 40 号にて公表、国家税務総局公告 2018 年第 31 号により改正）第 1 条第 2 項の、「外国人投資家が、国内直接投資による正当な収益で境内に、一回で 5 万米ドル以上を再投資する場合、本規定に基づき、税務届出を行わなければならない」の規定を廃止する。

第三に、オンライン手続きのルートを拡大する。「公告」は対外支払の税務届出のオンライン手続きのルートと手順を明確にし、届出者は税務局現場で手続きすることの代わりに、自主的にオンライン手続きを選択することができる。

最後に、多様化する届出者のニーズに応える。税務届出のオンライン手続きを推進すると同時に、伝統的な紙のルートも保留する。届出者は自分のニーズに合わせて届出方式を選ぶことができる。

#### 【法規リンク】

「サービス貿易等の項目の対外支払に係る税務届出に関する問題の補充公告（意見募集稿）」の公開意見募集

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810356/n810961/c5163787/content.html>

## 企業・事業単位の再編に関する証書税（契約税）

### 制度の継続実施に関する公告

#### 【背景】

財政部と国家税務総局が2021年4月26日に、「企業・事業単位の再編に関する証書税（契約税）制度の継続実施に関する公告」（以下、「公告」とする）を發表し、企業の再編、事業単位の再編、企業の合併、企業の持分（株式）の譲渡などの異なる状況について、引き続き証書税を免除する。

#### 【影響】

本公告は、2021年1月1日から2023年12月31日まで実施され、実施日以降、企業や事業単位は再編・再構築の過程において、本公告の免除規定に合致しているが、証書税を既に支払済の場合は、税金還付を申請することができる。、係る証書税をまだ納付しておらず、且つ本通達の規定に合致した場合は、本公告に従って処理することができる。

#### 【主要内容】

公告で証書税が明確に免除されている状況は以下の通りである。

類 型	免税範囲
企業の再編	企業は「中華人民共和国会社法」の関連規定に基づき、全体的に制度改革を行い（非会社制企業から有限責任会社や株式会社への転換、有限責任会社から株式会社への転換、株式会社から有限責任会社への転換を含む）、元企業の投資主体が存続し、制度改革（変更）後の会社において保有する持分（株式）比率が75%を超え、かつ、制度改革（変更）後に会社が元企業の権利・義務を承継した場合には、制度改革（変更）後に会社が元企業の土地・部屋の権利を承継する際には、証書税の徴収を免除する。
事業単位の再編	事業単位が国の関連規定に基づき制度改革して企業に転換する場合、元の投資主体が存続し、かつ制度改革後の企業における出資（持分権・株式）比率が50%を超える場合には、制度改革後の企業が元の事業単位の土地・部屋の権利を承継する際には、証書税の徴収を免除する。
企業の合併	2つ或いは2つ以上の会社が、法律の規定・契約の約定に基づき、1つの会社に合併し、かつ元の投資主体が存続する場合、合併後に会社が元の合併各

	当事者の土地・部屋の権利を承継する際には、証書税の徴収を免除する。
企業の分立	会社が法律の規定・契約の約定に基づき、元の会社の投資主体と同一の2つ又は2つ以上の会社に分立する場合、分立後に、新会社が元の会社の土地・部屋の権利を承継する際には、証書税の徴収を免除する。
企業の破産	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業が関連法律法規の規定に基づき、破産を実施した場合、債権者（破産企業の従業員を含む）が債務償還として破産企業から土地、部屋の権利を引き受けた場合、証書税の徴収を免除する。</li> <li>▪ 非債権者が破産企業の土地、部屋の権利を譲り受けた場合、「中華人民共和国労働法」等の国の関連法律法規政策における元企業の全従業員を適切に配置する規定に基づき、元企業の全従業員と3年以上の労働契約を締結した場合、企業から譲り受けた土地、部屋の権利に対して、証書税の徴収を免除する。</li> <li>▪ 元企業の30%を超える従業員と3年以上の労働契約を締結した場合には、証書税を減半して徴収する。</li> </ul>
資産の移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 県級以上の人民政府或いは国有資産管理部門が規定に基づき、行政的調整を行い、国有土地・部屋の権利を譲渡する単位（機構）に対しては、証書税の徴収を免除する。</li> <li>▪ 同一投資主体内部の所属企業間（親会社とその100%の投資子会社との間、同一会社に100%所属する2社の子会社の間、同一自然人より設立した個人独資企業、一人有限公司の間を含む）の土地・部屋の権利の移転は、証書税の徴収を免除する。</li> <li>▪ 親会社が土地・部屋の権利をもってその100%投資子会社へ増資する場合、移転とみなし、証書税の徴収を免除する。</li> </ul>
債権から持分へ移転	国務院の許可の下でデット・エクイティ・スワップを実施する企業に対して、デット・エクイティ・スワップ後に新設した会社は、元の企業の土地、部屋の権利を引き受けた場合、証書税の徴収を免除する。
土地を割り当てて譲渡、又は出資に当てる	譲渡方式或いは国によって評定され価格で出資（出資）する方式により元の制度改革再編企業・事業単位の割当用地を譲り受ける場合、上述規定の免税範囲に属さず、譲り受ける側に対して規定に基づき、証書税を徴収しなければならない。

### 【法規リンク】

「企業・事業単位の再編に関する証書税（契約税）制度の継続実施に関する公告」

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n375/c5164400/content.html>

## 負担軽減、就業安定、雇用拡大のための一部政策措置の 継続実施に関する通知

### 【背景】

2020年において、新型コロナウイルスは突発し、経済及び就業に深刻な影響を与えた。このような深刻な状況に対し、党中央委員会と国務院は、就業安定及び居民就業の保障を「六穩」<sup>2</sup>と「六保」<sup>3</sup>の最上位に位置づけ、就業優先政策を全面的に強化し、一連の特別且つ段階的な取り組みを開始し、就業状況が徐々に安定してくることを実現し、予想以上の成果を収めた。

### 【影響】

就業政策の宣伝、実施を持続に徹底し、政策情報を類別ごとに正確に伝達し、就業政策の認知度及び伝達率を高め、より多くの政策のオンライン処理、セルフ処理、代行処理、処理効率化を促進し、政策の便利化程度を向上させ、就業全面状況が継続的に安定していくことを促進する。

### 【主要内容】

#### 一、普遍的に恩恵を享受できる失業保険の就業安定にかかわる還付政策を継続的に実施する。

社会保険加入企業は、昨年度において、従業員を解雇していない、もしくは解雇率が昨年度における全国都市、鎮の調査失業率管理目標値を上回っていなかった場合、失業保険の就業安定にかかわる還付を申請できる。なお、従業員人数が30人もしくは30人未満の社会保険加入企業であれば、解雇率が社会保険加入従業員総数の20%を上回っていない場合、失業保険の就業安定にかかわる還付を申請できる。

大手企業の場合、企業及び従業員が昨年度に実際納付した失業保険料の30%を超えない基準で還付される。

<sup>2</sup> 「六穩」とは、就業、金融、対外貿易、外商投資、投資、予期業務を安定させることを指す。

<sup>3</sup> 「六保」とは、居民就業、基本民生、市場主体、糧食エネルギーの安全、産業チェーン、サプライチェーンの安定、基層運営を保障することを指す。

中小零細企業の場合、前述の60%を超えない基準で還付される。

社会団体、基金会、社会サービス機構、弁護士事務所、会計士事務所、企業形式で保険加入した個人経済組織は、前述を参照し、実施する。

上記の就業安定にかかわる還付政策を実施する統制地区では、昨年度の失業保険基金の繰越残高の予備支給期限は1年以上ものとする。各地はバックグラウンドデータのマッチング方式を採用し、直接に条件に合致できる企業に正確に失業保険を還付できる。

## 二、「以工代訓」<sup>4</sup>範囲の拡大政策を継続的に実施する。

中小零細企業が就業困難者、家族全員就業なしの家族メンバー、学校を卒業して2年以内の中国普通高等学校（高等教育を実施する全日制の大学、独立学院（中国語版）や専科学校、高等職業学校、その他の機関の総称）の卒業生、失業登記者を募集し、勤めさせ、且つ「以工代訓」を実施した場合、募集できた人数に基づき企業に職業研修補助金を支給する。

生産経営に一時的な困難が出たことによって、操業中止となった中小零細企業は従業員を組織し、「以工代訓」を実施した場合、「以工代訓」を受けた従業員の人数に基づき、企業に職業研修補助金を支給する。

各地は実際状況に合わせ、より深刻なコロナ影響を受けている宿泊飲食、文化旅行、交通運輸、卸売りや小売などの業界における各種企業を補助範囲対象に組み入れることができる。

## 三、困難者の研修に参加するための生活費補助を継続的に実施する。

貧困から脱却した農村部や都市部の低所得者層、就業困難者、家族全員就業なしの家族メンバー、「両後生」<sup>5</sup>における農村受講生及び都市の最低生活保障を受けている受講生が研修に参加した場合、職業研修補助金の支給を実施すると同時に、生活費（交通費を含む）の補助金も支給する。

<sup>4</sup> 「以工代訓」とは、企業は自社の場所、生産設備を利用し、従業員が仕事しながら生産技能の研修も受けるようにすることを指す。

<sup>5</sup> 「両後生」とは、中学校、高校を卒業した後、大学などへ進学できなかった貧困家庭の余裕労働力を指す。

#### 四、スキルアップ補助金の申請条件を継続的に緩和する。

社会保険加入の従業員が職業資格証明書または職業技能等級証明書を取得した場合、規定に従ってスキルアップ補助金を申請することができる。スキルアップ補助金の申請条件は、企業の在職従業員が1年以上失業保険に加入していることを条件に継続して緩和される。

#### 五、就業実習補助金の早期支給を継続的に実施する。

企業が実習職位の規模を拡大することを支持し、実習期間中に中国普通高等学校の卒業生と労働契約を締結した企業に、実習期満了までの残り期間に該当する実習補助金を支給する。

#### 六、失業保険保障範囲の拡大政策を継続的に実施する。

失業保険金の受領期間が満了したものの、未だに就業していない失業者、失業保険金の受領条件を満たさなかった社会保険加入の失業者に対し、失業補助金を支給する。社会保険に加入して1年未満の農業生産従事の失業者に対し、一時的な生活補助金を支給する。2021年1月1日以降に、新たに発生する社会保険加入の失業者が保障対象となる。昨年度における失業保険基金の繰越残高の予備支給期限は2年未満の省は、本地区の就業状況と基金の支払能力を合わせ、具体的な実施政策を制定し、人力資源社会保障部、財政部に届け出を出すことができる。

#### 七、卒業生の基層就業と進学・入隊を支持する。

「三支一扶」<sup>6</sup>計画などの基層サービス項目の募集規模を安定させる。修士、大学院生の募集及び専門学校や短期大学からの大学編入にかかわる募集規模を適切に拡大する。大学生の入隊応募規模と募集比率を安定させ、各レベル各種の学校の卒業生の募集を際立たせ、高級技術工学校、技術者学院卒業生の入隊ルートを広げる。

<sup>6</sup> 「三支一扶」とは、大学生が卒業後、農村基層部で農業支援、教育支援、医療支援、貧困支援の仕事に従事することを指す。

## 八、卒業生の自強自立、就業起業を支援する

自主起業する卒業生には、的確な起業研修と起業サービスを提供し、規定に基づき、起業用の担保付ローン及び利子補助、起業補助金、会場支援などの支援政策を徹底させる。中国普通高等学校の卒業生などの重点グループの起業、就業を支援、促進するための、関連税収優遇政策の実施期間を2025年12月31日まで延長する。フリーランスとなる中国普通高等学校の卒業生が、従業員基本養老保険に加入する場合、柔軟な拠出方法を選択することができ、当省（中央政府直轄の自治区、市）が定めた個人の拠出基準の上限と下限の範囲内で適切な拠出基数を選択し、毎月、四半期、半年あるいは年に1回の拠出を選択することができる。

## 九、政策の実施期限

上述の第一項から第七項までの政策の申請受理期間は2021年12月31日までである。2020年度にすでに受理され、享受期間がまだ満期ではない負担軽減、就業安定、雇用拡大のための政策は、元の政策に従って満期まで享受できる。各地方は就業の必要に応じ、規定に従って現地の実際状況に適合した就業、起業にかかわる支援政策を制定するよう奨励する。

各地方は引き続き、各長期的な就業、起業にかかわる支援政策を確実に実施し、就業困難者及び学校を卒業して2年以内に就業していなかった中国普通高等学校の卒業生が、フリーランスになった後、社会保険料を納付する場合、規定に従って社会保険補助金を支給する。重点グループが自主的に起業したり、雇用主に採用されたりした場合、規定に従って税金の減免、起業用の担保付ローン及び利子補助、社会保険補助金、職業研修補助金、起業補助金などを支給する。また、当該地区の就業政策リストを整理、調整し、適時に公開するものとする。

### 【法規リンク】

「負担軽減、就業安定、雇用拡大のための一部政策措置の継続実施に関する通知」

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-05/25/content\\_5611699.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-05/25/content_5611699.htm)

# 簡易抹消登録制度の更なる改善、中小零細企業の 市場撤退における便宜に関する通知 (意見募集稿)

## 【背景】

国務院の戦略及び「政府活動報告」の要求を実行し、中小零細企業と個人事業主の簡易抹消登録制度を実施し、商事登記制度改革を引き続き深化させ、市場撤退メカニズムを推進し、特に全国全土で中小零細企業の撤退手続きの便宜を図り、市場の活性化を進めるべく、市場監督管理総局と税務総局は共同で4月16日に「簡易抹消登録制度の更なる改善、中小零細企業の市場撤退における便宜に関する通知（意見募集稿）」を発表した。意見募集の締切りは2021年5月16日となっている。

## 【影響】

「通知」の中の新しい政策が実施されることによって、未開業または無債権債務の市場主体が市場から撤退するのにさらに便利となる。新政策は、事業者の資源をさらに解放し、主体情報の真実性を維持することを目的としている。市場取引の秩序と取引の安全を保障する上で、行政サービスの効率をさらに高め、市場撤退する主体の責任を強化し、参入と撤退の透明性と予測可能性を強化し、商事主体のサービス体験を向上させる。同時に、新しい政策は債権者の利益を保護し、市場の安定的な運行を確保するための各種措置を積極的に講じている。

## 【主要内容】

### 一、簡易抹消登録制度の適用範囲の拡大

簡易抹消登録制度の適用範囲は、営業許可受領後に事業活動を行っておらず、登録抹消申請前に債権債務が発生していない又は発生したが決済済みの非上場株式会社や各種企業分枝機構から、債権債務が発生していない又は発生したが決済済みの各種市場主体に拡大された。

## 二、個人事業主の簡易登記抹消制度の実施

個人事業主が簡易手続にて抹消登記を行う場合、誓約書や納税証明書を提出する必要は必要なく、公示する必要もない。個人事業者が簡易登記抹消制度の申請書を提出した後、登録機関は自動的にその情報を税務部門に転送し、歴日の10日間以内に簡易登記抹消制度の適用可否に対してフィードバックを行うものとする。

## 三、簡易登記抹消の公示期間の短縮

簡易登記抹消の公告期間は45日から20日に短縮され、公告期間終了後、市場主体（個人事業主を除く、以下同様）は登録機関に直接、簡易抹消登記手続きを届けることができる。

## 四、簡易抹消登記のフォールト・トレラントシステム（障害許容）の確立

市場主体が簡易登記抹消を申請する際に、登録機関の審査を経て、簡易抹消登録手続きに該当できない状況が一部存在する場合、簡易抹消の公示を取り消す必要がなくなり、異常な状況が消滅した後に、再び手続き再開して簡易抹消登録を申請することができる。

## 五、抹消プラットフォームの機能フローの最適化

新政策では、市場主体が抹消プラットフォームを通じて簡易抹消の登録を行うことができ、対象となる市場主体の簡易抹消の完全オンライン登録を実現した。

### 【法規リンク】

「市場監督管理総局と税務総局による簡易抹消登録制度の更なる改善、中小零細企業の市場撤退における便宜に関する通知（意見募集稿）」

[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202104/t20210416\\_327892.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202104/t20210416_327892.html)

## 中国本土と香港特別行政区との間の仲裁裁決の相互執行に 関する最高人民裁判所の補足取り決め

### 【背景】

1996年6月21日に、中国本土の最高人民裁判所（以下は「最高裁」と略称）と香港特別行政区（以下は「香港特区」と略称）の代表は、「中国本土と香港特別行政区との間の仲裁裁決の相互執行に関する最高人民裁判所の取り決め」（以下は、「執行取り決め」と略称）に署名した。2020年11月27日に、最高裁と香港特区は、「執行取り決め」の修正に関し、「中国本土と香港特別行政区との間の仲裁裁決の相互執行に関する補足取り決め」を締結し（以下は、「補足取り決め」と略称）、「補足取り決め」の第一条と第四条は2020年11月27日より、第二条と第三条は2021年5月19日より執行された。

### 【影響】

「補足取り決め」は、司法分野における「一国二制度」方針を充実させ、改善させるための重大な取り組みであり、法治方式により香港の長期的な繁栄と安定を維持するための具体的な表現でもある。同時に、「補足取り決め」は、相互に協議し、構築し、共有するための多元的な紛争解決メカニズムの構築に有益な探索であり、両地の人々の幸福を高める重要な成果でもある。また、「補足取り決め」は、広東省、香港、マカオから構成されるグレーターベイエリア（大湾区）の建設に向けて、司法サービスと保障を提供するとの積極的な役割を果たすものであり、香港が大湾区の全体的な発展に加入することを促進するための現実的な取り組みでもある。

### 【主要内容】

（一）「執行取り決め」において、仲裁裁決の承認と執行の両方を含むことを明確にすること：元の「執行取り決め」においては、「承認」プロセスが明記されずに、実務上では、香港の仲裁裁決が承認されてから初めて執行力をもつかどうかについて、各人民裁判所の見解は異なっていた。

（二）「認可された中国本土の仲裁機関」のリスト制度を廃止し、すべての中国本土の仲裁機関の仲裁裁決を「執行取り決め」の適用範囲に入れ

ることができるようにすること。

(三) 仲裁裁決に対する「並行執行制限」を撤廃し、申請者が仲裁裁決の執行を同時に、中国本土と香港特区両方の裁判所に申請できるようにすること。及び、

(四) 仲裁プロセスの当事者が、仲裁裁決の執行前または執行後に保全措置を裁判所に申請できるようにすること。

**【法規リンク】**

「中国本土と香港特別行政区との間の仲裁裁決の相互執行に関する補足取り決め」

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-303291.html>